

事業名 令和5年度 展示会等出展支援事業

【目的】

中小企業の優秀な技術、製品等を一堂に展示し、中小企業の製品開発能力、加工技術等を具体的に紹介するとともに、商談会を通じて新規取引先の開拓、広域的な受注機会の増大を図ることを目的とする。

【補助対象】

補助対象は次の各号のいずれかに該当する販路の拡大を目的とした展示会、商談会等（オンライン方式を含む）への出展料とし、主催者により徴収される小間料（名称によっては出展負担金）・出展料に限定する。（出展の際に発生する出張費、宿泊費、更には小間に関する装飾料、オンラインに係る通信料、広告料、会費などの別途料金は対象外）

また、同一の事業に対し、国・県などから補助金が支給される場合は、その補助額（見込額を含む）を除いた自己負担分を対象とする。

1. 県中小企業振興公社や民間企業などの団体・機関が主催するもの
2. 親企業など関連企業と共同で開催するもの
3. 上記の他、会員の自主的な活動を支援し、地域中小企業の活性化の促進に資するものであって、豊丘村商工会長が特に認めたもの

【補助対象となる期間】

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに実施もしくは実施することが確定し、費用の精算が済んでいるもの。

【補助率】

補助率 2/3（最大）

ただし補助金の交付額は、関係行政機関または豊丘村商工会本会の予算（販路開拓支援事業費）の範囲内で公平に交付できるように分配する。

【補助申請の手続き】

（事前申請）

補助金の交付を受けようとする者は、「展示会等出展計画書（様式第1号）」を豊丘村商工会長に申請するものとする。

（実績報告）

実績報告は、「展示会等出展実績報告書（様式第2号）」に関係書類を添えて豊丘村商工会長に申請するものとする。ただし年度末に実施されるものは同年度の2月末日を報告期限とする。

【補助額の確定】

当年度、補助対象と認められた全ての申請について、関係行政機関または豊丘村商工会本会の予算（販路開拓支援事業費）の範囲内で公平に分配し、年度末に補助額を確定する。